



節巡り 舞いを奏でつ 風青し

松本字伯

四季風韻 (拾四)

撮影 松本富美雄

2024 勿来九条の会講演会記録

「安保法制違憲訴訟の意義

—憲法九条のもつ力—

講師 広田次男 弁護士

【講師紹介】

広田次男弁護士（ひろたつぐお）

1945年9月 東京都で生まれる。

1978年6月 いわき市にて弁護士登録。

常磐じん肺訴訟原告弁護団事務局長

全国じん肺弁連常任幹事。

闘う住民と共にゴミ問題の解決を目指す弁護士連合会（ゴミ弁連）

事務局長（小野町、原町、双葉町、二本松、郡山市三穂田、21世紀の森、各処分場訴訟原告弁護団長）

環境法律家連盟・終身名誉幹事。

全国市民オンブズマン連絡会全国代表、同北海道・東北ブロック代表、同福島県代表

全国野球訴訟弁護団々長。 八つ場ダム訴訟全体事務局長。

自由法曹団東北ブロック代表、福島支部長。 福島原発賠償原告弁護団共同代表。

原発汚染水海洋投棄差止弁護団共同代表。



この記録集は2024年4月29日、勿来市民会館で開かれた講演会の録音から、編集部が要旨をまとめたものです。（文責・編集部）



皆さんこんにちは 実行委員長の榎田です。今日は陽は陰っていながらも非常に暑いので楽な気持ちで飲み物を持っておられる方は飲んで熱中症などにならないような工夫をしながら聞いていただければと思います。今日のお話というのは法律の話ですけれども、そんなに難しい話ではないんじゃないかと思っておりますが、皆さんにお配りを

した資料の中に今日の話される内容がまとめて入っておりますので、そういったものを見ながら聞いていただければより理解できるんじゃないかと思っております。2015年に安保法制というのが強行採決されました。人によっては戦争法と言っております。日本は言うまでもなく九条を持っていますから、戦争はしない、できないという国であったはずなんですけれども、政府の方はですね、集団的自衛権もあっていいんじゃないかというようなことも言い出して、とにかく戦争にずっと近づいた感じですよ。

そういうふうな安保法制というのは憲法に違反するんじゃないかということで、今日お話ししていただける広田先生が裁判で長いことたたかってきました。それも一応 結論が出たものですから、そんな話を今日は聞くことになるということで、心づもりしていただければと思います。とにかく戦争はどうあってもガザやウクライナで見るように死ぬ人はできる、それから食べるものを食べられないという状況が戦争ですから、そういうことはもう絶対避けていかなければならないということで、私たち九条の会は今の憲法をそのまま守って戦争のない一生を送りたいと思って活動を続けてまいりました。今年で16年になります。まあそういったことああいったことありますけれども、今日はそれから最後には質問の時間なども設けておりますので、わからない、あるいは理解しがたいことがあれば、その時間に聞いていただければありがたいと思います。以上で私の挨拶といたします。本日はおいでいただきありがとうございます。

こんにちは、福島県の九条の会の共同代表の今野といいます。福島県内には100くらいの九条の会があるんですが、継続しているのはこの勿来の九条の会、原町9条の会 原町は400人くらいが会員がおりますが、多くの方が避難していて、会報を避難先へ全部送って、お互いにつながりをもって活動をしています。今年は郡山で全県集会をやりましょうということで、是非皆さんも参加いただければと思っております。県の九条の会というのは、それぞれの九条の会の上にあるのではなくて、全く同じレベルでありまして、県全体のことを一緒にやろうということですから、共同共催とかもあります。私はずっと17年間代表を続けてこられた吉原先生が亡くなられて共同代表ということになって県内の九条の会を訪ねているわけですが、勿来は16年間、全国的には20年なんですね。福島県九条の会は1年遅れて19周年になります。全国の九条の会の9人の呼びかけ人の方も健在でおられるのは1人だけですね。福島県九条の会も発足時の呼びかけ人は25人だったんですが半分くらいは健在ですけども、とにかく最後まで一生懸命に、将来の子供たちのためにも九条を残して行こうと頑張っているところです。



私は生まれたのは宮城県女川というところで、原発のあるところで生まれました。宮城県は仙台以外で行事をやることはあまりないんですね。福島は会津とか福島とかいわきといった中核都市のそれぞれのところでやっているんですね。勿来の集会も多くの方がいらっしゃって、広田先生のお話を聞きながら、運動を展開しようということで、福島県の九条の会としても期待をしているところです。今日は私も勉強させていただきたいと思っております、県からの連帯の挨拶にさえさせていただきます。有難うございました。

講演 「安保法制違憲訴訟の意義

—憲法九条のもつ力—

講師 広田次男 弁護士

みなさんこんにちは。せっかくのお休みのところ多数お出でいただきましてたいへんありがとうございます。私の話の大綱は皆さんに配られております資料の2枚目にそれをレジュメとしてあらかじめ用意しておりましたので、こちらを見ながら話を聞いていただければと思います。

新安保法制の問題点

最初にまず新安保法制とはどういうものであって、その問題点はどういうことであるかを指摘しておきました。2015年、今から9年前ですけれども9月に強行採決された集団的自衛権を中核とする内容の法律なんですね。この集団的自衛権というのがキーワードです。法律は当然に憲法に違反した内容は規定することはできない訳ですね。これを国法体系と言います。憲法は最高法規ですね。これの制定者は国民です。その次は法律になるわけですね。その制定者は国会です。その下は政令と言われる訳ですね、制定者は内閣、そして皆さんにおなじみの条例、これは地方自治体です。こういうふうにされておりますので、この国の法律の体系はこういう形で体系化されているのだということです。これを国法体系と言います。当然のことながらこの憲法が最高法規ですから、法律は最高法規である憲法に反するような内容を含むことはできないという事になる訳ですね。当然内閣が



制定する政令も同様になるわけです。地方自治体の制定する条例も上位規定に反することはいかないと、こういって我が国の法秩序は成り立っている。そういう点からいってこの新安保法制というのは憲法に違反している、反するわけにはいかない憲法に違反しているということでの反対運動ないしは裁判闘争ということになります。

3点での憲法違反

それではいかなる点で憲法に反しているのかということで三つ、その下に記しておきました。まず先ほど読み上げられました憲法第九条、まずこの新安保法制が制定される以前の政府見解というのは自衛権の三要件ということで個別的自衛権、それは専守防衛であると解釈されておりました。それが政府の確定解釈でありました。ちなみに申し上げておきますと自衛権の三要件というのは、我が国への武力行使があった場合、それから他に方法がないこと、そして必要最小限であること、この三つをもって自衛権を発動できる最低要件というふうにと長年にわたって、新安保法制の制定まで国はそういうふうな説明をする、説明するだけでなく、そういう解釈に基づいて、国の予算を組んだり、その他の法律を作ったりという形でこの国の秩序を作り上げてきたわけですね。ところが新安保法制になると名前も変わりました武力行使の三要件と、自衛権の三要件と言う言葉から武力行使の三要件という名称で語られるようになりまして、その中身もですね、我が国と密接な関係にある外国に対する武力行使により、自国が直接攻撃されていないけれども、我が国の存立が脅かされる時にはこれを排除する権利、明らかに先ほど申し上げた自衛権の三要件の第一要件であるわが国に対して武力行使があった時という非常に明確な基準があった訳ですね。ところが、新安保法制では我が国への武力攻撃がなかったとしても、我が国と密接な関係にある外国に対しての武力攻撃によって、自国が直接攻撃されていなくても武力行使ができるんだと、こういうふうにより三要件が新安保法制によって大きく変わった。

これに対し以下のような批判が可能なわけです。まず第一に難しい問題ですけども、個別的自衛権、国が国である以上どういう形であれ、国家が国家として存立している以上個別的自衛権は当然にあるというふうに法学的に考えられています。しかし集団的自衛権となると、これはその時の政府がどの国と組むかという政策的判断となります。個別的自衛権と集団的自衛権とは明らかに質の違うものです。そういった意味ではこの二つの概念は決して混同はできない、全く異質のものとして個別的自衛権と集団的自衛権というのは考えなくてはいけないんだ。この相違を無視して、新安保法制は話を進めようとしたのではないかと。それから次の問題として判断基準が全く不明で、例えば我が国の存立が脅かされる時と言ってもどんな段階をもって わが国の存立が脅かされると判断をするのか、これを巡っては国会で散々議論された点であります。特にホルムズ海峡、アラビア半島、そこを通過して中東の石油が日本に来ているわけですね、国会での議論はホルムズ海峡で紛争が起こった場合に日本の経済に即影響するからということで、新安保法制によって武力行使が出来るのか、出来ないのか、結局政府見解は統一的な見解にはならなかったんですね。それくらいに政府の基準は曖昧である。一体どういう事態をもって存立が脅かされるのか、石油が来なくなったことをもって存立が脅かされることになるのか、それとも食料が来なくなることをもって存立が脅かされることになるのか、そこはもう判断として様々に分かれてしまいます。

それから 密接な関係のある外国とはどこを言うのか、密接と言ってもどの程度をもって密接と言うのか、こういう非常に判断基準のわからない、不明な内容をこの法律の中には数多く含み込んでいる。そういった意味では法的安定性を極めて欠く内容になっているわけでありまして。そして存立の危機は誰が判断するのか、勿論日本国が判断するんですね、それじゃ存立の危機がなくなったから途中で帰らしてもらうよと、現地で戦争が続いている時に、日本の判断ではもう存立危機

はなくなったから帰るよと、出来るわけないわけですね。ましてやそんなことが一緒に戦っている仲間が許すわけがないだろうし、だいたい敵が許しませんよね。今までさんざん撃っておいて、存立危機なくなったから帰るよ、後は頼むと言って、おとなしく帰ってこれるほど戦争というのは甘くない訳ですね。当然反撃が来るわけですね。日本がいくら自主的に判断したところで実効性が全くないといしか言いようがないじゃないかと。こういうふうな極めて平易に語ることでできる批判が憲法9条との関係からこの新安保法制というのは可能なわけです。また憲法96条、憲法を変える場合には国民が制定権者であるわけですから、憲法96条によって憲法改正手続きを国民に提起しなけりゃいけない。そして国民が憲法改正を是認するか否かという形でしか憲法は変えられない。ところが憲法の実質的な中身を先ほど言った集団的自衛権と個別的自衛権の質的に違うところを乗り越えようとしている、であれば当然のことながら憲法改正手続きが必要だ、それにも拘らず憲法改正手続きをとることなく、新安保法制という法律の制定という手続きだけをもって憲法の中身を実質的に変えてしまうと言う事になる訳であります。先ほど言った国法体系の完全な混乱ということになってくる訳であります。そして最後に立憲主義ということ、憲法解釈の変更については法的安定性と理論的整合性、この2点が必要であると言われております。すなわち憲法秩序の範囲内における、従来の見解との理論的整合性のある変更であることが必要である。然るに、先ほど来もうしあげておりますように、この新安保法制は従来の憲法解釈に対して質的な解釈変更をせまると同時に理論的整合性が全くないわけです。すなわち今まで個別的自衛権をもって専守防衛、個別的自衛権を前提としてきたものが、いきなり集団的自衛権という全く異質の分野に移行しようとする。そこにはまさに質的な変更であって、理論的整合性が全くない、こういう風に憲法違反、憲法からみて新安保法制というのは理屈が通らんでしようと言う事になる訳であります。

これが大体の全国の学者の総意を集めた、大まかな理論構成ということになります。

運動としての提訴

丁度この運動が 2016 年の 4 月に提起されまして、全国で 22 の弁護士団と 25 の裁判がおこされました。22 の弁護士団で 25 の裁判で数が合わないと思われませんが、裁判の種類として 2 つありました。国家賠償を求める裁判と法律の実効性を差し止める差し止め訴訟といわれる裁判ですね。一つの弁護士団で国家賠償と差し止め訴訟と 2 つの裁判をやる余裕のある弁護士団が 3 つあった。それで 25 の裁判がおこされたということであります。当時の私どもの事務所の状況ですが、原発事故の賠償の集団訴訟を 7 つ、1 陣から 4 陣迄と南相馬、山木屋、いわき市民訴訟、7 つの裁判がございました。原告の数が 2000 人を超えるような大変な裁判です。それから原発労働者の危険手当の裁判がありました。これは皆さん記憶も薄れてきたかと思いますが、国会で当時の東電社長がですね、全面マスクをした場合には現場労働者に 2 万円、合羽とか雨合羽を着た場合には 3 万円、タングステンベストを着けた場合には 4 万円の日当が現場労働者に直接、下にまで行くようにするよという証言をですね、国会で 2 回やったんです。ところが現場においてはですね、5,000 円という企業が何か所かあったんですが、ほとんどが途中で消えちゃう。当然労働者は頭にきますからね、しかも次々と首を斬る、雇用期間の契約なんて無視して首を斬る。したがってその裁判が 1 陣 2 陣 3 陣と 3 つあったんですね。これも手のかかる裁判、それから被曝した労働者の裁判もありました。一つの弁護士の事務所としては満杯なんですね。とても他の事件なんてやってる余裕ないという状況でした。同時に裁判所もこれだけ重大な事件がありますので、裁判期日が入らないんです。これだけ原発事故の重大な裁判というと、いわゆる合議事件ですね。テレビで見ている 3 人裁判官が並ぶ事件と、単独といって裁判官 1 人だけでやる事件とがあります。いま私が申し

あげた原発の事件というのはすべて重大事件ですから、全部合議事件なんですね。いわき支部では合議体ができるのは2つしかない。しかもそれは水曜日しか開けない。だから私たちも大へんですが、裁判所もすごい大へんなんですね。これだけの事件を提起されると。したがってこの憲法の裁判というのも、一番最初に東京と同時にいわき支部に提起したんですけれども、裁判期日が入らないことによって、全国39番目の判決になってしまったんです。実はですね、早川篤雄さん、一昨年の12月に亡くなられた方ですが、ご存知の方も多いかと思います。半世紀以上にわたって、あの双葉郡において檜葉の宝鏡寺というお寺で反原発の旗を掲げつくしてきた、原発坊主などと呼ばれて、節を貫き通してきた方ですけども、2016年に、違憲訴訟という構想が発表されると同時に、早川篤雄さんが私のところにやって来て「この裁判はぜひいわき支部に提訴してくれ、原発の被害者が一番平和を望んでいるんだ。このことを世間に知らせなくちゃいかんのだ、広田さん何があってもこの裁判はいわき支部で提訴してくれ」と。先ほど申しましたように私の事務所はほかの裁判で手いっぱいなわけですね、ところが早川さんがそう言うこの人は一度言い出したら翻すことはあり得ないんだということは長いお付き合いのなかで理解しておりましたので、反論しても無駄だと「わかったわかった、何とかしよう」と、早川さんにそういう返事をしたらもう100年目です。何とかしなければ承知してもらえないと、泣く泣く原発裁判にこの裁判を乗っけて、いわきにいる若い弁護士をかき集めて、これはやんなきゃいかんやる以外にないのだと、早川さんとの個人的な関係にはふれないで、とにかくこれは日本の平和を守るために絶対に必要な裁判だということで提起したわけです。

2016年の4月にトップで提訴しましたがけれども、先ほど言った理由で判決は最後の方になってしまいました。

仙台高裁判決

どんな内容の裁判だったかと言うことですが、裁判は先ほど言いましたように裁判には国家賠償と差し止めの二つの裁判があって、差し裁判は本庁がある福島まで行かなくてはならない。そんな時間的余裕はないので、国家賠償だけに限定して、一人一万円ということで提訴しました。どういう理由で国家賠償なのか。新安保法制が先ほど申しましたように憲法9条、憲法96条、並びに立憲主義に反していることによって、人格権、平和的生存権、そして憲法改正決定権が、新安保法制によって侵害されたことに対する慰謝料、一人一万円を請求という裁判にしたわけです。そして去年12月5日仙台高裁民事第2部で判決がありました。他地区の裁判では全て原告が言う様な権利侵害はないから憲法判断をする必要がないということで、全ての判決で棄却されました。しかし、仙台高裁民事2部裁判だけは、全国でただ一つ憲法判断に踏み込んだ唯一の判決になりました。他の判決は全て全国で地裁、高裁で50以上の判決がありますが、全て権利侵害が無いから憲法判断はする必要は無い、この一言で、判でついたように全国すべての裁判所は、まさに金太郎飴判決で押し通したわけです。

民主主義の内在的制約

何でこういうことが可能なのかというと、実はですね、このことは憲法裁判に限らないんですね。先日3月4日に原発汚染水の海洋投棄差し止めの裁判第一回が行なわれました。裁判の冒頭にあたって、裁判官に対してこの裁判はどういう意味があるのかということ由原告側の方で裁判官に向ってアピールする意見陳述をする。第一回の際は特に力を込めてするんですね。そうしたらですね、第一回の際に国が意見陳述をするんですね。これは非常に珍しい。私は13年間憲法裁判、原発裁判をやってきましたけど、国が意見陳述するという事は無かった。3月4日の国の意見陳述の骨子というのは、海洋投棄によって国民の権利は何ら侵害されていない。だから原告適格は無い。だから

裁判はすぐに打ち切って形式判決、棄却ではない却下を求める。権利侵害は無いのだから裁判は成立しないんだと主張したんですね。

本来この問題は非常に難しい内容でして、大学の講義で、それこそワンクルーをなすくらいの中味ですけれども、難しい話を難しくするというのは極めて簡単なんです。難しい話を分かり易く簡単にするというのは極めて難しいんです。それが出来るのがプロだと思っています。私は法律のプロです。非常に分かりづらい話を今から皆さんに分かり易いようにお話します。もし皆さんが分からないとすれば私のプロとしての技量が足りないと言う事になりますので、いくらでも質問してくれればと思っております。

まず日本国憲法 81 条は裁判所に憲法の番人としての役割を与えて、違憲立法審査権ですね、法律が憲法に適合しているか否かという判断権を与えているわけです。法体系が守られているかどうかという判断権を与えている、これが三権分立ということになるわけですね。そしてもう一方において日本の民主主義というのは 内在的制約ということ を認めた民主主義になっているというふうに考えられています。これは各国の民主主義はいろんな点で違ってきますけれども、日本の場合には特に典型的にこの内在的制約ということ を認めているというふうな通説であります。どういうことかと言いますと、民主主義の基本というのは正しい情報プラス自由な判断を前提とする多数決です。しかし多数決が通用しない分野が存在することを認めるというのが日本の民主主義であります。例えば裁判について述べますと、ほとんど専門的な知識もない、しかも関心もなく無責任に多数決で裁判の結果を決められたらこれは困るわけでありまして。専門的な知識をもった裁判官の極めて慎重な判断によって裁判はなされなければいけない。すなわち一般的な多数決はここでは通用しない、だから裁判官は多数決にもとづく権力であるところの政治の立場から特に独立していなければいけない、というのが裁判官の独立であります。そして裁判官の独立を

制度的に保障するために、三権分立のなかの司法権ということで制度的な保障としての司法権ということ三権のなかの一つにしていると。

そういった意味では単純な多数決は裁判では適用にならないというのがひとつ挙げられるわけであります。それから学問の自由。この点で歴史的にもっとも語られるのがガリレオ・ガリレイの「それでも地球は動いてる」という言葉です。ガリレオ・ガリレイは 400 年ぐらい前のイタリアの天文学者です。当時のイタリアというか全世界ですね、いわゆる「天動説」すなわち太陽が地球の周りを回っているという考え方で一致していた訳ですね。ところが、ガリレオ・ガリレイは独自の研究に基づいて、いやそうではない、地動説「太陽の周りを地球が回ってるんだ」とそういう説を唱えるわけですね、大学で。そして時の権力であるローマ教皇によって、世間の混乱を招くということで宗教裁判にかけられるわけであります。宗教裁判の恐ろしさに敗けたガリレオ・ガリレイは法廷の場では「いや、申し訳ありませんでした。私の地動説は間違いでした。天動説に従います」と法廷で言って、無事無罪放免されるわけですね。そして 裁判所の門を出る時に彼が呟いたのは「それでも地球は動いている」というつぶやきを残したというふうに伝えられています。ことほどさように学問的な真理の問題について政治的勢力ないしは多数決で何が学問的真理であるかってことを決めるわけにはいかないわけであります。ですから日本でも学問の自由さらにはそれを制度的に保障するための大学の自治ということによって、ここでも多数決原理に基づく権力であるところの他の政治的な勢力が介入してはならないと、こういう話になってくるわけであります。さらには宗教がそうです。仏さまが正しいのかもしくはキリストの神が正しいのか、マホメットが正しいのかと、こんなことは多数決でやるべき話ではないことは一目瞭然です。だから日本国憲法では政教分離ということになってくるわけであります。このように日本の民主主義に内在的な制約があるんだということがいわば通説であります。

司法消極主義

従って三権の中で司法権だけは選挙と無関係なわけであります。しかし国民の意思からのコントロールから全く無関係であるわけにはいかないから、唯一直接的な意思は最高裁判所の再任拒否、あの評判の悪い衆議院選挙の時にもう一枚渡される裁判官審査の用紙、あれは×をつけることしか出来ないんです。あれは○を付けても意味がないんでね、特にひどい裁判官については、お前を再任するなということで×をつけることしかできないと、裁判官のコントロールはそういう形しかできないんだよ、という話になってるわけであります。裁判官というのは国民の直接的な意思ないしは直接選挙に基づかないという権力であります。だからその権力というのは常に消極的でなければならぬと、これが司法消極主義ということになるんです。だから国民の権利が侵害されない限りは司法権の発動はない、こういうことに落ち着いていくわけです。これを事件性の原則といいます。権利侵害がないところにはすなわち事件のないところには判決はない、すなわち事件、権利の侵害があって初めて裁判所が判断できると、こういう事になっているんですね。それが先ほど来申し上げた、仙台高裁以外すべての裁判所は、権利侵害がないんだからそれ以上判断する必要はないんだ、そして海洋投棄において権利侵害が無いんだから、これで形式的に裁判を終わっていいんだということに繋がってくる。ご理解いただけただけでしょうか。わからないところは後程質問で補っていただければと思います。

不当判決

それで結果として仙台高裁以外は全国一律の判断で終わってしまう訳であります。ではその唯一憲法判断に踏み込んだ仙台高裁の判断はどういうものであったかということでもあります。昨年の12月5日特に弁護団の人格権について判断しています。第一に平成26年閣議決定による政府の解釈変更は集団的自衛権の行使を限られた場合とはいえ

容認したものであり、憲法の基本理念たる平和主義に重大な影響を及ぼす可能性が先ほど私が申し上げました個別的自衛権と集団的自衛権、その質的な相違を無視して集団的自衛権に踏み込んだから、これは憲法の基本理念たる平和主義に重大な影響を及ぼす可能性がある。こういう判断をしているわけであります。そして第二に政府の行為によって、平和を脅かされた場合、国民の生命身体に対する危険は重大で回復不能なものになる、ここは私共盛んに強調した点であります。すなわち、いざ戦争になってしまった、そこで裁判をしたところで国民の権利は守られることないのではないかと、いわば国民の権利が守られそうもなかった場合は予防原則としてあらかじめ裁判所は判断する必要があるでしょう、という予防原則、これを非常に強調したわけであります。そして仙台高裁はこの点をとくに採用しました。すなわち人格権、平和的生存権、そして 96 条違反とこの 3 つを憲法違反として出したわけでありますけれども、平和的生存権と人格権はだいたい一体と考えてよろしいかと思えますけれども、この点についてだけ予防原則を採用して、では確かにそこで原告らの権利が侵害される、乃至は侵害されるおそれが十分高いからということで、ほかの裁判所とは違って唯一、だから憲法判断に入るという判断をしたわけであります。集団的自衛権の一部行使を容認した武力行使の新 3 要件について憲法判断を行っているわけであります。その内容を極めて簡単に申し上げますと、第一に新 3 要件はあくまで 我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られる。当該他国に対する武力攻撃の排除を目的としていない。非常に分かりづらい表現ですね。ただいづれにしても、一つの判断であったことは確かなんです。第二に、一般的な集団的自衛権の行使として許容される他国に対する武力攻撃の排除は国際法上許されるとしても憲法上は許されない、これには変わりはないんだと強調しています。そして最後に今後の政府の行動において憲法上の重みを持ってしっかりと守られるべきものであることを前

提とすれば、明白に憲法9条に違反するとは言えない。こう結論づけるんですね。この第1第2第3の論理の流れが非常にわかりづらいというよりも、私どもはこれは詭弁だなというふうに判断せざるを得なかった。結局、政府の行動に全てを期待するという結論になってしまう。今後の政府の行動に全く期待できないからこの裁判を提起したものであって、この最後の結論は絶対に許すことはできなかった、その判断で私の方としてはこれは不当判決だという旗を掲げざるを得なかったわけであります。非常に日本で初めての違憲判決が出るかというふうに期待していったにもかかわらず、結論としては非常に残念である、憲法判断を導いたという点においては一定の成果はあったにしても、完全勝利を期待していた私としては非常に残念な結果であると、そこでまた関連なんですけども、

勝訴判決への期待の根拠

なんで私たちは仙台高裁民事二部の勝訴判決を期待したのかというその根拠についてですが、長谷部恭雄さんという東大の名誉教授、今は早稲田の教授になっております、この人はですね2015年の安保国会で自民党推薦の参考人でありながら、安保法制は違憲とこう明言したんですね。このことが2015年当時の反安保闘争ですね、すごく盛りあげる一つの要素になりました。東京高裁民事12部、原審は甲府地裁だったんですけども、当初この東京高裁民事12部の平田裁判長が長谷部さんを証人採用致しました。2023年の10月に証人尋問が実施される予定だったんですけども、ところがその2週間前に平田裁判長は転勤を命じられて、辞職に追い込まれるという事態になって、そのうえで事件自体が東京高裁民事12部から民事14部に移転されるという措置が取られていますね。昨年の1月になっても東京高裁では長谷部訊問の動きは全くなかったです。それで私は甲府の弁護士団に連絡を入れて仙台高裁で長谷部訊問を実施したいということで、こちらで申請していいかということでした承いただいたわけです。そのうえで去年1月29日が仙

台高裁で弁論がございましたけれども、ここで私は約 45 分にわたって、法廷で弁論を展開致しました。非常に長時間とくに裁判所は制限をすることもなく私の弁論を認めたわけでありますけれども、その最後に長谷部訊問を申請致しました。もう国側の弁護人は直ちに立ち上がって「絶対反対である」と、論争をしました。国側が立ち上がってですね、長谷部訊問は必要性がない、関連性がないと、ないしは意見書を出してもらえば十分だ等々ですね、考えられる理屈を全部並べ立てて、国はこの長谷部訊問の採用に対して非常に強く反対したわけですね。こちらもち立ち上がって大いにやり合うという場面があったわけですが、さきほどお話した小林裁判長がすぐ証人採用を決定したと、その上ですね、長谷部先生には最初の 30 分はレクチャーをしてもらおうと、でそのレクチャーのレジメをあらかじめ提出してもらいたいと、こういう非常に積極的な姿勢を示したんですね。訊問というのは皆さんご存知のように一問一答が原則なわけです。確かに一つのことに対して明快な答えを求めるといふことには適しているんですけども、長い論理、ないしは説得力ある論理を展開するということに対しては、一問一答ではぶつぶつ切られている形になりますから説得性を引き出すにはあまり適切な手段ではない、むしろ先に 30 分間話していただいたほうがより適切なわけですね。こういう非常に例外的ともいえる適正な姿勢をとった。そうしたところ 2 月になってですね、私の事務所に電話が入りまして、東京高裁は仙台高裁の決定を受けて、東京高裁でも長谷部訊問を決定したと、だから仙台でやる必要はないんじゃないかと、こういう電話が入るんですね。これは裁判所間の連携として仙台高裁での長谷部訊問を何とかして止めさせたいと、東京高裁で直ちに、それまでずうっとほったらかしにしておいて、証人採用した裁判官の首を切っておいて、そこまでやっていた東京高裁の方で仙台高裁で採用したと聞いたとたんに、長谷部訊問を実施するよと、こういうところにいまの裁判所の非常に不明瞭なところがある訳であ

ります。私はこれは絶対にやるぞということで頑張ったわけです。仙台高裁も結局私共の意見を入れて5月19日に長谷部訊問を実施したわけです。そこで非常に異例な展開になります。小林裁判長による補充訊問、これが30分超続けられます。訊問というのは当事者訊問といいまして、当事者がやるのが原則なんです。裁判長の尋問というのはまさに補充訊問、足りないところを少し聞くというのに限られるのに拘わらず、レクチャーが30分、主尋問、私共が30分ですね、国は反対尋問をやりっこない事を見越したうえで30分超の時間、自分の手元のメモした、それを補充訊問として聞いたわけでありまして。非常に積極的な姿勢を感じました。これが私が仙台高裁では勝つ可能性があるぞというふうに判断したというか、半分憲法判断にまで踏み込んだというところまでは当たったわけでありまして、最後の詰めが出なかったということになります、以上が私がこれは他と違う判決が出ると判断した根拠であります。

上告の是非

第4になったのが上告するかしないかすなわち最高裁に持って行くか、議論が非常に分かれてしまいましたが、多くの弁護団員は代表判断に任せるということになりまして、ではということで、最高裁には持っていないということにいたしました。

その理由としては最初に仙台高裁が行った憲法の実体判断ですね、憲法判断にまで踏み込んだ、それはそれまでの全国の判決に全く見られなかった、その後も出なかったんですね。唯一憲法判断に踏み込んだたった一つの判決になった。その限りでは積極性のある判決ではないかという判断したことと、そして判決要綱に長谷部教授が司法としてぎりぎりの判断をしたものだというので、部分的としても積極性を示していると評価していると、そうなるとそのまま上告しなければ確定いたしますので、確定判決として残すということはそのなりの意義のあることではないかというふうに考えた次第であります。そして

次の理由が最大の理由ですけれども、最高裁の現状、これは国民の期待に応えるには程遠いと、特に政治性の強い本件のような問題については政権の意向を忖度する判断がなされる惧れは十分にあり、それを防止するための有効な手段はほとんど考えつかない。これはほかの判断についてはみんな形式判決ですから、それにならって横に並べて最高裁の判断でみんな落ち着いてるわけですね、ところがこの仙台高裁の場合には憲法判断にまで踏み込んでいますから、そうすると最高裁自身は仙台高裁の憲法判断を全部ひっくり返して、そして自らの憲法判断を積極的に展開すると、すなわち二度と再び、こんな裁判ができないような、それこそ運動の根元を断ち切るに等しいような判断を示してくるという可能性が十分ありました。それよりはここで上告せずという判断がより賢明だなということになったわけであります。

また三つ目の理由として、安保法制以来8年ですね、この間の情勢の激動というものは非常に著しいものがありました。対外的にはウクライナ侵攻、ガザ虐殺、また先日はスーダンとかですね、ミャンマーなどの紛争も報じられております。そして北朝鮮の弾道ミサイル、台湾関係の緊張と、こういった世界情勢、さらには安保3文書による敵基地攻撃能力、43兆円の国防費など「新しい戦前」という言葉も使われるようになってきた。そういった意味では、安保法制での抽象的な合憲性・違憲性を問う様な状況よりも、更に違う方向からの具体的な違憲の訴訟の提起ということが検討されるべき時期ではなかろうかと、いうふうな思いもありまして上告を断念した次第であります。

今後の運動

今後の運動ということで、私は先ほど憲法の前文が読み上げられましたけれども、憲法が非武装中立であることは憲法の文意上からも明らかであると思っております。まずは憲法前文と9条の文面ですね、そして決定的なことは憲法のどこにも軍事に関する規定がないんです、憲法上。これは軍隊を持つことを予定してる憲法であれば、必

ず日本の場合とはくに文民統制でなければできませんからね、憲法の中に必ず軍事に関する条項は書き入れられてるはずなんです。例えば旧憲法、これは天皇は陸海軍ヲ統制スと有名な言葉ではっきりと天皇の統帥権と書き込まれています。それからアメリカ国憲法なんかでも軍事に関する条項は非常に詳しく、このように文民統制を貫徹するんだということを、文面が憲法上存在しなければこれは軍隊を持つということを意味しないわけであります。ところが日本国憲法の場合には軍事に関する条項が全くないということから言ってもですね、日本国憲法は全体として軍隊を持たない、すなわち非武装中立、これを国是としているということは文言上からも明らかであると、そして人類の歴史を見る時にまさに戦争が絶えることが無かったと、そしてその武器がどんどんとエスカレートする、武器のエスカレートがある意味では人類の歴史だったというふうにも言えるわけであります。そしていまや核兵器に至って、人類の存続自体がまさに問われようとしているということだと思えます。

そして日本の位置、これは中国に対する第一線をなしているわけですね、そして日本の原発 54 基だと思いますが、全てこれは海岸線にあるわけです。原発というのは内側からの圧力には非常に強い構造にできています、すなわちこの前みたいな水素爆発なんか起きたら困るわけですね。ですから内側に向けては強いんですが、外側からは普通の爆弾一発で全部いっちゃいますからね。54 基もある、全部海際にある、防ぎようがないわけであります。そして日本の穀物の自給率は 40% を切っていますけども、エネルギー総量から言ったら日本の場合には 90% 以上を海外に依存していると、戦争なんかはやったら途端に国がもたなくなるということは明らかであります。そして少なくとも 78 年間戦争してこなかったという実績がある訳であります。そういった意味ではこれからも非武装中立、このことを国是として守っていくべきだと思っております。

長谷部先生の評価

ここでまた関連知識なんですが、2月の22日に長谷部教授は自ら自分のした証言とこの仙台高裁の判決について勉強会をやっております。そしてその中で長谷部教授が言うには、12月5日の仙台高裁判決は原告勝訴の判決だと評価するんですよ。なぜならばあの判決の示すような事態というのは現実には起こり得ない、現実には起こり得ないということ为前提として判断してるんだから、そういった意味では原告の希望、これを見事に取り入れた判決ではないだろうか、そして一方において司法の状況というのは極めて危機的にあり、あれがギリギリの表現なんだということも述べております。確かに最高裁の状況なんか見ますと本当に今の最高裁の状況というのはひどいの一語に尽きるかと思います。そういった意味ではこの最高裁を前にして小林裁判長としてはギリギリの表現だったということになるのかもしれませんが。その後、さらに長谷部教授は著作物によってですね、仙台高裁民事2部の判決は慎重に行間を読むことを求められる戦略的文書だと、こういう非常に難しい表現を言ってるんですね。

結び

私共は考え方の問題かもしれませんが、憲法にしても平和にしても最後の決め手は国民だと、決して裁判所でもなければ政府でもない国民がどう考えるかだと、これが憲法を、ないしは平和を護ろうとする運動の最後の決め手なんだろうと思っています。そういう点では国民が納得できるような、国民を元気づけるような判決をとること、これが重要なんであって、繰り返しますが、慎重に行間を読むことを求められるような戦略的文書の判決などというものではなくて、単純に国民を元気づけるような判決、これをとることは私共法律家のまたはそういう裁判を皆さんと共に闘い続けることが私ども法律家の任務だろうというふうに考えております。

いずれにしても私たちの世代が次の世代に引き継がなければいけない最も重要なこと、これが「平和」の二文字にあることは間違いないことであります。平和であることこそが人類の営みの出発点であると、私は信じてやみません。そういった意味ではこれからも皆さんとともに平和を築き上げるための裁判運動をともに闘っていきたくと固く決意している所であります。以上をもちまして私の話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

司会 広田先生の「安保法制違憲訴訟の意義―憲法9条のもつ力」と題してのお話でした。広田先生どうも有難うございました。ではこれより質疑応答に入ります。

問 とっても面白かったです。だいたい分かりました。先生は時間を含めて立派なプロだと思いました。それで東京高裁で長谷部教授の喚問を予定していた裁判長が飛ばされちゃったりですね、それから辞職を余儀なくされたりとか、なんでそういうことを、そういう変な力をですね、その司法の内部で持つのか、最高裁っていうものと政権とぴったりとつるんでいるっていうことなんだろうと思いますが、そういうことが何で可能なのかですね。それが不思議ではないです。憲法上から言ったらもっと司法は独立しているはずです。

答 この間の自民党の裏金問題で3つの選挙、野党が勝ちましたね。結局この国の政治というのはパーティー券だとか政治献金だとかね、大企業からの賄賂政治だったんだよと、それで国は大企業に有利な政治をやってきた、そういう実態というのが垣間見えてると私は思っています。同じことが裁判所についても言えるんです。今最高裁の裁判官というのは政府が任命するわけですね。先ほど言った司法消極主義

という観点からもね、政府が任命しますから、弁護士出身の裁判官 だったら大抵東電の弁護士だったり大企業の顧問弁護士だったり、そういう人間しか最高裁の裁判官にはそうはなれない、ないしは警察官出身とか裁判官出身もいるわけですね。エピソードですけど私は司法研修所にいましたが判検弁といいまして、裁判官とか検事、弁護士何にでもなれるんですね。当時の裁判官教官に私も裁判官になってみようかなと言ったら、冗談にもならないと言われました。それくらい私の時代には身元調査が厳しく、政府と対立するような立場にたっている裁判官にはなれないのです。今も少しは変わっているかも知れませんが同じような統制がおこなわれているということは間違いない、ないしは、とくに憲法判断がかかる場合は特別な圧力がかかることは十分に予想されます。そうでなかったらこんな不思議な人事は行われる訳がないわけですね。とくに有名なのは 50 年くらい前になるでしょうか、長沼ナイキ訴訟という裁判で福島重雄裁判長というのが自衛隊は憲法違反であるという判断をしたわけですね。途端に地裁の裁判長から福島家庭裁判所に転勤になって、定年まで置かれた。裁判官というのはたいがい 3 年目で転勤するんです。地裁から高裁にとか、ただしお上の逆鱗に触れたものは一生上がらない、見てみると。こういうことがこの国では平気で一部ではまかり通ってる、というのが現実であります。それが私は今回の平田裁判長だったんだろうと、そう読んだからこそ、仙台高裁での長谷部訊問を強引に押しこんだわけでありました。仙台の小林裁判長は原発裁判でも 100% 評価するわけではありませんが、気骨がありました。5 次追補をはるかに超える賠償を認めました。国の責任について散々言っておきながら最後因果関係でバツサリ切りましたが、いい所までいっておきながら最後詰め切らないのが特徴かとおもいます。だから彼は仙台高裁の裁判長にまではなれたけどその先はなかったのかなと思えてなりません。私は法律家としてどう評価されるかわかりませんが、どんな圧力があっても自分の信念を貫くこと

が法律家として一番大切なのではないかと考えておりますが、そうでない裁判官、圧力に屈する裁判官も多いということがご質問への答えになるかと思えます。

問 資料に敵基地攻撃とか43兆円の国防費などの国内情勢の変化も大きく、新しい戦前という言葉も語られるようになったことから、新しい情勢に応じた新しい戦いが求められるのではないかとありますがこのところ説明よろしくをお願いします。

答 今回の裁判は新安保法制が憲法に反するのではないかと、いわば抽象的に問う裁判ですが、この8年間の中で今新しい情勢が起こっているわけであります。私は特に敵基地攻撃能力、これはどう考えても憲法九条から見て許されるものではないと考えております。そしてそのために、43兆円もの国防費を、国民生活を圧迫して軍需産業だけが儲けをするようなこの国の体制へともって行こうとしている状況なんだと思っております。そういう意味では、具体的に敵基地攻撃能力というここだけをとっても、それを前提とした沖縄とか南西諸島における地価の高騰、そしてそれに使う膨大なお金、その支出を止めるべきだというような具体的な問題提起がいま必要なんじゃないかと考えております。今度7月10日に弁護団の全国総会が行われますが、私はその全国総会の中でこのような問題についての、全国的な提訴を提案していきたいと思っております。



フロアからの発言

伊東達也氏

(原発事故被害の完全賠償を求めるいわき市民訴訟・原告団長)

私は新しい国民運動の一つの提案と言うんですか、考えていることがあります。安保健法の原告団の一員でもありますが、原発事故の国家賠償を求める裁判の原告団長をしております。国家賠償を求める最高裁で棄却になりました。怒り狂って死ぬまで闘うとあるところで話したのですが、新聞にその通り書かれました。安保健法の裁判については最高裁に上告するかどうか意見を問われた時、上告しない方に賛成したひとりですが、最高裁で損害賠償を拒否された私たちの経過を見ますと、フリー ジャーナリストが驚いちゃったんです。あの原発事故は国会事故調も政府事故調も民間事故調もみんな人災だという結論を出したわけです。それをみんなひっくり返しちゃったんです、最高裁判所だけが。国に事故の責任はありませんという判決を出したんですから。だから一般の国民だったら、なんか最高裁判所はおかしいんじゃないのとなる訳です。だからジャーナリストが最高裁判所について調べ出したんです。15人のうち明らかに4人が巨大法律事務所からいっていることが判明しました。あのひどい判決を書いた裁判長は、1ヶ月後に退職して巨大法律事務所の顧問に就任したのです。全くこういうことは私どもは知りませんでした。新しい最高裁判所の裁判官は少なくとも4人、三つの小法廷に1人ずついるんです。その最も大きい法律事務所は800人の弁護人を抱えているそうです。驚くべき巨大法律事務所です。問題はそこが実は規制庁の弁護士が天下ってきていたり、東京電力の弁護団を形成している中心なんです。こういうことがわかってきまして、後藤秀典さんというジャーナリストですが「経済」という本に初めてこれを発表します。本人に聞いて驚きました。どこに持って行っても記事にしてくれなくて、この「経済」という月

刊誌だけが「わかった」といって載せてくれた。それでこれが飛ぶように売れた。本人に聞くと「ぜひ読んでください、第2弾があります」と言っていました。私たちはこの平和訴訟では新しい闘いが提起されますから、そこで頑張ればいいと思いますが、損害賠償から言うところの4人の裁判官たちみたいな人が永久になくなるまで闘わなければ埒が明かないと思っております。

総選挙があればこういう裁判官に×をつけることができます。今までほとんど話題にもなりませんでしたが、明確に私ども責任を持って運動としてやる必要があるなど思っております。広田先生のお話に補足して発言させていただきました。

(質疑 つづき)

問 最高裁の裁判官は政府が都合の良いような判決をするんですね。

家永教科書裁判などでも勝つのが当然なのに負けたというのはそういうことだと思います。裁判官も国民が選挙すべきだと思います。国民審査でやるのは無理ですよ。公平でないんです。沖縄の裁判など見ると情けない。先生の考えを聞かせてください。

問 仙台高裁の判決に、(武力行使の)新3要件は「あくまでも我国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の排除を目的としていない」とありますが、これは「敵基地攻撃能力」をもつという安保3文書と矛盾していますよね。そして第2に「国際法上許されるとしても、憲法上ゆるされない」とありますが、これは行動において憲法を守れと言っているんでしょうが、予算とか実際の政府の動きはもう反していますね、これをどう考えていますか。

答 最初の方の質問については制度上も、司法消極主義という言葉があるように最高裁の裁判官まで国民の選挙によるということは憲法の

今のシステムの中ではできないということになるわけです。ですから私は多分新しい点になるかも知れませんが、内閣の任命による政治的な色合いの強い最高裁は一切相手にしないという裁判闘争も十分可能なんじゃないかと考えています。すなわち高裁の裁判官までは職業裁判官です。先ほどお話した小林裁判長のような、全面的に評価はしないまでも、それなりに気骨を示した裁判官は相当数いると、私は期待しております。そういった意味では憲法をまもる乃至は平和を守るという最後の力というのは裁判所ではないんです。国民だと思うんです。ですから、国民の力を引き出すような裁判闘争、それは何も最高裁で闘わなくちゃいかんと、伊東さんが最高裁の問題を話されましたが、最高裁の壁は非常に厚いんです。みんな内閣の任命でなっているんです。そういう意味では自民党政権に反抗するような人が最高裁の裁判官になっているわけではないわけです。高裁までは司法試験受かって、私とほとんど同じような感覚を持ちながらも、一切表に出ない、運動は一切やらない、従順に裁判所の方針に従って、高裁の裁判官になっている裁判官は何人かいますので、そういう部分に向けた、いわば国民的な運動の展開という裁判闘争、ある意味では最高裁なんて相手にしないという新しい裁判闘争のパターンということを考えていくことも充分可能なんじゃないかと思っています。そして、今の方の質問なんですけども、ある意味、見方によっては小林裁判長の二つの要件ですね、「3要件は第一にあくまでもわが国の防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の排除は目的としていない」と、読みようによってはもの凄く限定的にわが国の自衛権の手を縛っているともいえるんです。第2にですね、第2は完全にそうだと思いますけども、「一般的な集団的自衛権の行使として許容される他国に対する武力攻撃の排除は、国際法上は許されるとしても、憲法上は許されない」と、そういった意味では、この2点は小林裁判長はまさに政府の手をしぼっている。ただしその

3点目で「明白に憲法9条に違反するとはいえない」とした、最後でどんでん返しを喰っているのがこの判決だということが言えるんです。そういった意味では最高裁ではこれは絶対残らないと思いましたが、こちらが上告しなければ、国には上告権ありませんから、これを確定判決として残そうと決断したということでもあります。

閉会の挨拶

勿来キリスト福音教会牧師 住吉英治

今朝の新聞で3つの衆議院補欠選挙で自民党全敗ということが出ていましたね。やはり私たちはこの国を変えていかなければいけないと思います。自民党の裏金問題が出ましたけれども、これは本当によく調べて公にしてくださいと思います。お話を聞きながら思いましたが、安保法制も含めて司法が政府の下請けになっている、まったくその通りだと思います。広田先生のお話を伺ってこういうシステムなんだということが改めて分かりましたけれども、私は個人的に最高裁の上の何か裁判所のようなものを日本の中に作らなければいけないんじゃないかと思っております。



それから防衛ということですが、ご存知のように世界のパワーバランスが変わってきております。今まではアメリカが引っ張ってきたと言われておりましたけれども、今このパラダイムが崩れて、新しい秩序を作りたいという勢力もあります。そういう中でイスラエルとガザ問題ということがあります。これが非常に危惧されておまして、おそらく私はとどまるというより拡大していく可能性が大きいのかなと思っております。多分これもパワーバランスのひとつで、力の均衡が変わってきているということがあると思います。今そういう意味でウクライナも含めて、どちらの陣営にという時代が起こってきています。

イスラエルとガザの問題は、私は宗教者として関心はありますし、皆さんにお伝えしていかなければいけません、これは予断を許さないと思います。宗教的な背景がかなりあることなんですけれども、もちろん私たちは早く終わってほしいと思います。ウクライナもどうなるかということですが、ロシアが核兵器を使用すると言っております。だいたい3万発ですかね 核兵器があります。これだけ持っている、使いたいなという人もいるのかもしれない。しかし使ってしまったらそれで自分の国も破滅してしまう。私も双葉郡の富岡の方に教会を建てて活動しておりますけれども、今日本に原発ですね、どこの国とは言いませんけれどもミサイル2発ぐらい撃たれたら核兵器を使わなくても日本は沈没してしまうんですね。私たちは今そういう時代に生きていることを知らなければならぬと思います。

それから先生の話にあったように敵基地攻撃能力っていう変な言葉を生み出しましたけれども、結論から言うと先制攻撃をしてもやり返されるということがあります。それを全部防ぐということは出来ない訳です。こういうまやかしの言葉を生み出されるようなことを、私たちは許してはならないのだと思います。それから沖縄問題、ますます沖縄は苦しみの中に追い込まれています。本当に沖縄の人たちの苦しみを知らなければなりません。

それから最近自衛隊が集団と言いましょか、靖国神社参拝を始めましたね、戦争に向う動きだと受け止めております。気をつけなければなりません。それからウクライナとガザの闘い、第3次世界対戦に発展する可能性があることですね。そして世界中がいま 戦争の準備をしている。もう今何をなすべきかということは、私は9条を死守するしかないに限ると思います。単純明快です。徴兵制がしかれても、自分の家族を兵隊に出さないということだと思います。これを共有していきたいと思います。今日は本当に講演ありがとうございました。

参加された皆さんから寄せられた感想文 （順不同）

○運びも内容も良かった。 ○広田弁護士のわかりやすい講義が良かったです。 日本は地政学上 今一番危険な位置にあるので、 ある程度の抑止力が必要で、 少しの軍事力を持つ必要があると思います。

○広田先生のお話は分かりやすく 理論的!! 納得!! 伊東先生もおっしゃいましたが “死ぬまで闘わなければ” という気持ちになりました。 広田先生のお話をまたお聞きしたいです。 今までで一番 ストーン と心に落ちました。 ○ “ 最後に決めるのは 裁判所ではない。 国民だ! 国民の運動 なんだ” という言葉が心に響きました。 ○なんとか、 食いついて 聴講しましたが、 大変 面白く、 理解できるどころも多くありました。 ありがとうございます。 ○質問返答の時の国からの「いじめ」による人間性を重視せず、 国の政策に沿うような処遇にされることの裏話。 これこそ大人のいじめではないかと思いました。 今の日本で「いじめ」をするなど、 大人として言える人はいるのでしょうか。 ○1 時間という時間の中でとても分かりやすいお話、 ありがとうございます。 日々忙しく活動されている広田先生が講演のために準備する時間などあるのかと思うのですが素晴らしい講演でした。 ありがとうございます。 ○最高裁は知らない! 同感です。 憲法 9 条の大切さを改めて感ずることができました。 憲法 9 条の深さを掴んだ。 まわりの人に伝えていこう。 ○ 大変理解しやすく 安保法制 憲法訴訟を説明していただけたと思います。 平和を守る、 ということの大切さを 広田先生から改めて 教えられた気がします。 国に何を言ってもダメと諦めることなく、 やはり私たちが 声を出して行くこと 仲間を増やしていくこと、 行動していきます。 本当に勇気をいただきありがとうございました。 ○安保法制違憲訴訟の原告となっていたものの、 裁判して足を運んだことがなかったので、 今日講演を聞き上告 しなかった理由がよくわかった。 広田先生の話は大変 わかりやすかったです。 国に屈することなく正義を貫く 裁判・ 司法であってほしいです。 ○裁判闘争の現場での丁々発止の雰囲気伝わりました。 仙台高裁の判決の第 3

「政府の行動において 前提とすれば」これが崩れれば 成り立たなくなるわけで、政府の行動は憲法をしっかりと守るという行動ではないことがこのところ明々白々だと思います。憲法を守る気のない人たちが権力を握っているのだから 政治が腐る。○最高裁という組織のひどさ。最高裁を相手にしない裁判闘争、良い考えですね。ですが 政権交代で組織の改善をすることこそが 第一だと思いますがー。○平和が人類の出発点、最後に決めるのは国民。国民によって自民党の退陣を決められてきたのではないのでしょうか。子供たちのために、平和と平等な社会を残していくのは大人の責任と思っています。ありがとうございました。○弁護士さんもその方のなされる ジャンルで全く異なりますね。とても良い学びの時でした。国民主権であること、改めて自覚 いたしました。「平和」を追求して行きたいです。○政府が憲法を無視して暴走しています。私たち国民が何らかの形で運動に 参加しないと危ない。○広田先生の最後の言葉 「平和であること、平和を築き上げる裁判闘争を築きあげること」。「国民が納得できるような、元気が出るような 判決を取ることが 弁護士・法律家の義務!」こんなことを、しっかり 国民に言える弁護士が身近にいることを誇りに思いました。運動と専門家の強い結びつきで社会を変えたいです。○新しい戦い方のお話が新鮮で考えさせられました。○この高裁判決を確定させることを優先して 上告しない判断とした、というところに印象が残りました。それにつけても「国民の運動こそが社会を動かす」というお話は 気が重いです。「活動はあっても運動にでなっていない、と実感する」この頃、果たしていいのか。吉岡さんの朗読 いつも心に深く染み込みます。○(印象に残ったこと)全部。○裁判判決ではなく最後は国民が決めることだ、というのが印象的でした。国民が主人公、国民主権 だということを、裁判闘争でも選挙でも政治運動でも周りの人々に伝えていきたい。一人一人の生命 生活を守り 権利を得ていくためにできる限り戦い続けていきたいと励まされる講演会でした。

(紙面の都合上、その他割愛しました。ご了承ください)

行事案内 (お問い合わせは下欄事務局に)

いわき平和のつどい いわき市文化センター



8月11日(日)13:30 大ホール

「いのちをみつめて」

おしばいとおはなし

俳優座 女優 有馬理恵

入場整理券(当日資料代500円・高校生以下無料)

平和資料展 8/10~11日 5階大展示室

**ウクライナ・パレスチナ問題 核なき世界を目指して
いわきの戦争遺跡と歴史をたどる 捕虜収容所記録
高校生が描いた原爆の絵** **入場無料**



福島県9条の会講演会

改憲強行と軍備拡大阻止のために

講師 前川喜平さん

けんしん郡山市民「文化センター

8月18日(日) 13:30 開会 協力券 1000円

勿来9条の会事務局

榎田正行 65-6973

斉藤春光 63-4005

龍田光司 63-4762

宮川 正 63-4082